

## 税に関するQ&A・質問と回答

### 4. 国民健康保険税編

#### ■質問一覧

[Q4-1](#) 私は国保に加入していないのに、私名義で国保税の納税通知書が届きましたが、なぜでしょうか？

[Q4-2](#) 前年よりも国保税が高くなりましたが、なぜでしょうか？

[Q4-3](#) 以前住んでいた町と国保税の金額が違うのですが、なぜでしょうか？

[Q4-4](#) 国保税は前年の所得により計算されるとのことですが、去年は収入がありませんでした。所得の申告は必要ですか？

[Q4-5](#) 去年は収入がありませんでしたが、なぜ国保税がかかるのでしょうか？

[Q4-6](#) 国保に加入した場合、国保税がいくらになるのか事前に教えてもらえますか？

[Q4-7](#) 年度の途中で社会保険に加入しましたが、国保税はいつ分まで支払わなければいけないのでしょうか？

[Q4-8](#) 年金特徴とはなんですか？どういった方が対象になりますか？

[Q4-9](#) 国保税を年金特徴により納付しているのに、別に納付書が届きましたが、なぜでしょうか？

[Q4-10](#) 年金特徴の仮徴収とはなんですか？

[Q4-11](#) 前年は年金特徴だったのに今年は納付書が届きましたが、なぜでしょうか？再度、年金特徴に変更されることはありますか？

## 4. 国民健康保険税編

### ■ 回答

Q 4-1 私は国保に加入していないのに、私名義で国保税の納税通知書が届きましたが、なぜでしょうか。

A (回答): 国民健康保険の制度では、国保税の納税義務者は世帯主となっているため、世帯主の方に納税通知書を送付しております。

なお、納税通知書の中に、実際に国保に加入されている方の名前が記載されていますので、ご確認ください。

Q 4-2 前年よりも国保税が高くなりましたが、なぜでしょうか？

A (回答): 国保税は前年の収入を基にその年度の税率などから毎年計算します。

前年から国保税が高くなった要因としては、

- ・前年の収入が前々年に比べて増加した
- ・世帯内の国保加入者のうち40歳になった方がおり、介護保険分を納めるようになった
- ・国保税率が上がった
- ・国保の加入者が増えた
- ・世帯内に所得の申告をしていない方がおり、軽減が適用されていないなどが考えられます。

Q 4-3 以前住んでいた町と国保税の金額が違うのですが、なぜでしょうか？

A (回答): 国民健康保険は、北海道が責任主体となり、市町村は賦課徴収、保険給付及び税率の設定などを分担しながら運営しています。自治体で異なる国保加入者数や所得状況及び収納率といったデータを基に北海道内の国保税の平準化を行い、国保財政の均衡を図っています。そのため、計算方法、税率などが市区町村ごとに異なり、国保税額もそれぞれ異なることとなります。

Q 4-4 国保税は前年の所得により計算されるとのことですが、昨年は収入がありませんでした。所得の申告は必要ですか？

A (回答): 所得の申告をしない場合、未申告という扱いになってしまい、軽減が行われずに国保税が高く計算されることがあります。そのため、収入が無い場合であっても、申告が必要です。

Q 4-5 昨年は収入がありませんでしたが、なぜ国保税がかかるのでしょうか？

A (回答): 国保税は前年の収入を基に算出される「所得割額」、加入者の人数に応じて算出される「均等割額」、1世帯につき算出される「平等割額」の合算額として決定されます。そのため、前年中に収入が無かった場合でも、「均等割額」と「平

等割額」を納めていただくこととなります。

なお、所得が基準額を下回る世帯は、「均等割額」及び「平等割額」が減免されません。

Q 4-6 国保に加入した場合、国保税がいくらになるのか事前に教えてもらえますか？

A (回答)： 国保税の試算を行うことができますので、前年の収入がわかる書類や身分証明書を持参し、窓口にお越しください。

ただし、試算をする際に聞き取った内容と、実際に国保に加入した人数や加入月数、所得額に変更がある場合は、試算の結果と決定された税額が変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、電話では本人確認が取れないため、個人情報保護の観点から、回答できません。

Q 4-7 年度の途中で社会保険に加入しましたが、国保税はいつ分まで支払わなければいけないのでしょうか？

A (回答)： 国民健康保険に限らず、健康保険は加入した月分から離脱した月の前月分までを納付していただくこととなります。

年度の途中で国保から離脱した場合は、加入していた月数で金額を再計算し、新しい納税通知書を送付しますので、未納分がある場合は、新しい納付書で納付してください。

なお、再計算の結果、過払いが発生した場合は、還付の案内を送付しますので、お手続き願います。

Q 4-8 年金特徴とはなんですか？どういった方が対象になりますか？

A (回答)： 年金から国保税を天引きすることを年金特徴といいます。

次の条件のすべてを満たす場合、年金特徴の対象となります。

- ・世帯主が国保に加入し、世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である
  - ・年金特徴の対象となる年金が年額18万円以上である
  - ・介護保険料が年金特徴されている
  - ・介護保険料と国保税の合計額が対象となる年金の支給額の2分の1を超えない
- 対象となった場合は、年金受給月（偶数月）ごとに年金からの天引きにより保険税を徴収します。

Q 4-9 国保税を年金特徴により納付しているのに、別に納付書が届きましたが、なぜでしょうか？

A (回答)： 年度の途中で、申告による所得の増額や新たに国保に加入した人がいる場合など、国保税が増額となる場合がありますが、増額となった分の国保税は年金からの天引きができませんので、窓口納付または口座振替により納付していただくこととなります。そのため、国保税が年金から天引きされている場合でも、納付

書が届くことがあります。

Q4-10 年金特徴の仮徴収とはなんですか？

A（回答）： 前年度から年金特徴となっている方、または前年度の4月2日以降に65歳になった方などで、当該年度の4月から年金特徴に切り替わる方は、国保税を仮に算定し、4月・6月・8月の年金から3回に分けて年金特徴により納めていただきます。これを仮徴収といいます。

前年度の2月に年金特徴された方は2月分と同額を、4月から年金特徴に切り替わる方は、前年度の国保税（年額）の6分の1の金額が徴収されます。

なお、10月以降の国保税は、確定された国保税（年額）から仮徴収で納めた額を差し引いた額となります。国保税の確定は、例年6月中旬頃になります

Q4-11 前年は年金特徴だったのに今年は納付書が届きましたが、なぜでしょうか？再度、年金特徴に変更されることはありますか？

A（回答）： 国保税が年金特徴になった場合でも、Q5-8のA（回答）に記載している要件を満たさなくなった場合には、年金特徴が中止になり、窓口納付または口座振替により納付していただくこととなります。

また、前年に比べ、国保税の金額が減少したことにより、仮徴収で当該年度の納付が完了した場合も年金特徴は中止となります。

年金特徴が中止になった場合でも、再度、要件を満たすことで年金特徴が再開されますが、再開されるのは、最短で次年度の10月からになります。そのため、その間の国保税は、窓口納付または口座振替により納付していただく必要があります。